

専修大学社会科学研究所規程

専修大学社会科学研究所規程

昭和三十八年九月一日制定

昭和四一年六月二八日一部改正

昭和四二年一月二四日一部改正

昭和四九年二月一四日一部改正

昭和六一年二月二一日一部改正

専修大学学則第五十条に基づき、専修大学社会科学研究所規程を次のように定める。

(目的)

第一条 専修大学社会科学研究所(以下「研究所」という)は、経済学およびこれに関連する諸科学の総合的研究を行なうことをもって目的とする。

(事業)

第二条 研究所は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- 一、研究会の開催
- 二、特定課題に基づく総合研究
- 三、実態調査
- 四、公開講演会の開催
- 五、機関誌の発行

六、その他研究所の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第三条 研究所に、研究組織の部門として、第一部、第二部、および第三部を置く。

2 前項の部門は、それぞれ、第一部を総合理論部門、第二部を現状部門、第三部を歴史部門とする。

(所員)

第四条 研究所の所員は、専修大学専任教員のうちから、研究所の所長が、第十条に規程する運営委員会の議を経て、委嘱した者をもって構成される。

2 研究所の所長は、必要があると認めるときは、第十条に規程する運営委員会の議を経て、兼任教員のうちから所員を委嘱することができる。

3 所員は、それぞれ、前条に規程する部のうち、いずれか一の部に所属するものとする。ただし、同一の所員が、研究の必要により、同時に二以上の部に所属することを妨げない。

(所長)

第五条 研究所に、所長を置く。

2 所長は、研究所を代表し、所務をつかさどる。

(所長の任命・任期)

第六条 所長は、所員総会の議決に基づき、学長が任命する。所長の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

規 程

(部長)

第七条 第三条に規程する各部に、部長を置く。

2 部長は、各部ごとに、その部に所属する所員の互選により候補者を定め、所長がその候補者につき所員総会の承認を経て、委嘱するものとする。

3 部長の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(会計監査委員)

第八条 研究所に、会計監査委員一名を置く。

2 会計監査委員は、所員のうちから、所員総会の議決に基づき、所長が委嘱する。

3 会計監査委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会計監査委員は、所員総会に提出しようとする研究所の会計に関する書類を監査し、その結果を所長に報告しなければならない。

5 会計監査委員は何時でも会計に関する帳簿および書類の閲覧を求めることができる。

6 会計監査委員は、第十条に規程する運営委員会の委員又は第十二条に規程する事務局員を兼ねることができない。

(所員総会)

第九条 所長は、研究所の組織および運営に関する重要事項を審議するため、毎年五月および十一月に所員総会を招集する。

2 所長は、所員の総数の四分の一以上の要求があるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に所員総会を招集しなければならない。

3 所長は、必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、臨時に所員総会を招集することができる。

4 所員総会の議決は、所員総数の過半数が出席し、出席所員の過半数の賛成がなければすることができない。

(運営委員会)

第十条 研究所の事業の運営に資するため、研究所に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、経済学部長、第七条に規定する部長、研究所の事務局長、事務局長の前任者であった所員および所長の委嘱する五名以内の所員計十二名以内をもって組織する。

3 前項の運営委員のうち、所長の委嘱するものの任期は、その所長の任期かぎりとする。ただし、再任を妨げない。

(研究参与・所外研究員)

第十一条 所長は、研究所の事業を遂行するため、必要があると認めるときは、運営委員会の議を経て、専修大学を定年退職した所員を研究参与として委嘱し、官庁、会社、研究所その他学外機関に所属する者を所外研究員として委嘱することができる。

2 所外研究員の任期は、二年とする。ただし、改めて委嘱

することができる。

(特別研究員)

第十一条の二 所長は、運営委員会の議を経て、専修大学大学院博士課程修了者を特別研究員とすることができる。

2 特別研究員は所長の許可を得て、研究会において研究成果を発表し、所報に執筆することができる。

3 特別研究員の任期は一年とする。ただし、運営委員会の議を経て任期を更新することができる。

(事務局)

第十二条 研究所の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、所員総会の議決に基づき、専任教員である所員のうちから、所長が委嘱する。

3 事務局は、事務局長、および所長が所員のうちから委嘱する事務局員若干名をもって構成される。

4 事務局長および事務局員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

5 所長は、専修大学職員のうちから若干名を、研究所の事務職員として委嘱することができる。

(細則への委任)

第十三条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に ついて必要な事項は、別に細則をもって定めることができる。

(規程の改正)

第十四条 この規定の改正は、運営委員会の議を経て、所員総会に提案し、その議決を経なければならない。

附則

1 この規程は、昭和三十八年九月一日から実施する。

2 この規程施行の際現に研究所の所長である専任教員は、第六条第一項の規定にかかわらずこの規程施行日にこの規定の定めるところによる所長に任命されたものとみなす。

3 この規程の定めるところによる最初の所員は、第四条第一項の規定にかかわらず所長が、社会科学研究所組織委員会の議を経て、この規程施行の後、遅滞なく、専任教員のうちから委嘱するものとする。

4 所長は、前項の所員の委嘱が完了したときは、第九条の規定にかかわらず、遅滞なく所員総会を招集しなければならない。

5 前項の所員総会は、所員の各部への所属、部長候補者の承認、運営委員となるべき所員の選任、事務局長候補者の選任その他研究所の組織および運営に関する重要事項を審議するものとする。

附則

この規程は、昭和四十一年九月一日から施行する。

附則

この規程は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附則

規 程

この規程は、昭和五十年四月一日から施行する。
附 則

この規程は、昭和六十二年四月一日から施行する。